

平成26年5月30日

東京電力の回答期限延長上申に対する弁護士声明

浪江町支援弁護士

代表 弁護士 日置 雅 晴
事務局長 弁護士 濱 野 泰 嘉

東京電力は、昨日、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）が浪江町原発ADR集団申立事件において提示した平成26年3月20日付和解案（以下「本和解案」という。）に対し、回答を留保し、同年6月30日まで回答期限の延長を求める旨の上申を行った。

その理由は、「回答期限までに回答をさせていただくべく鋭意検討を重ねて参りましたが、本件につきましては、その影響が極めて広汎に及ぶ可能性があり、指針の考え方、本件和解案で示された貴パネルのご判断など、検討を要する点が多いため、被申立人（東京電力）において、なお引き続き慎重な検討をさせていただく必要がある」というものである。

しかしながら、本和解案は、当初、センターから平成26年4月18日を回答期限として設定されたところ、東京電力は同年3月24日付上申書において、「本和解案については、申立人様らの人数、ご請求いただいている内容及び金額、本件和解案の根拠、他事件への波及の大きさなどを踏まえ、慎重に検討させていただく必要がある」と述べ、回答期限を4月23日へと延長を求める上申を行なった。そして、浪江町及び当弁護士は、申立人らが1万5000人以上と極めて多数であり、本和解案の説明や意向確認に時間を要することが見込まれることから回答期限を同年5月末日まで延長するよう求めたことから、本日（5月30日）が回答期限と定められた経緯がある。

このように、東京電力は、当初、5月29日付上申書とほぼ同様の理由を述べて4月23日までには回答することができると述べていたにもかかわらず、今回、回答期限の更なる延長を求めたのであり、かかる対応は本件の解決を不当に著しく遅延させるものとして到底容認することはできない。

こうした対応は、東京電力が「新・総合特別事業計画」（平成26年1月15日認定）において「3つの誓い」の一つとして「和解仲介案の尊重」を掲げ、「センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化などに引き続き取り組む」と宣言していることにも真っ向から反するものであり、1万5000人以上にも及ぶ本件の申立人らの被害回復を不当に遅らせ、申立人らが受けた深刻な被害をさらに増幅させるものであるというほかない。とりわけ、本件の申立から現在までの約1年間で177名もの申立人が亡くなっていることに鑑みれば、東京電力には、申立人らの命あるうちに本件を解決すべく、早期に回答すべき義務がある。

したがって、浪江町及び当弁護士は、東京電力の本和解案についての回答期限の延長に対し、強く抗議するとともに、東京電力に対し、直ちに本和解案を受諾する旨の回答をするようあらためて要求する。

また、センターに対して、回答期限を変更せず本和解案を受諾するよう東京電力を強く説得することを求める。仮に回答期限を延長するとしても遅くとも平成26年6月13日を回答期限と設定するよう求める。

以上